

平成21年第2回定例会

平成21年第2回定例会は、6月1日から18日までの18日間の会期で行われた。今定例会では、専決処分の承認案件4件、報告案件7件、人事案件6件、条例案件5件、予算案件6件、その他案件2件の30議案のほか、請願1件、陳情1件が上程され、審議の結果、一般会計補正予算が修正可決、そのほかの案件については原案どおり可決した。一般質問は9、10、11日の3日間行われ、9人の議員が、市政全般について質問した。

条 例

今回改正された主な内容は次のとおり。

●手数料条例の一部を改正する条例の制定について

県からの事務権限移譲に伴い火薬類取締法中の許可事務を行うことになり、それにあわせて許可申請手数料を徴収する必要があるため、条例を改正するもの

●市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について

第3子以降の児童の使用料を無料化とするため、条例を改正するもの



●敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について

外国人登録者も敬老祝事業の支給対象者とすることに伴い、条例を改正するもの



高齢者健康づくり交流事業の一コマ

●三角センター条例の一部を改正する条例の制定について

改修に伴い、類似施設との使用料を統一するため、条例を改正するもの

補 正 予 算

●一般会計補正予算（第1号）

歳入歳出それぞれ9億9834万3千円を追加し、総額237億189

6万5千円とした。

【修正可決】

●介護保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出それぞれ9282万円を追加し、総額52億4120万1千円とした。

●簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出それぞれ860万円を追加し、総額3億3908万9千円とした。

●水道事業会計補正予算（第1号）

収益的収入の額を11億1575万2千円とし、収益的支出の額を11億4330万9千円とした。資本的収入の額を7億382万2千円とし、資本的支出の額を10億9610万1千円とした。

●下水道事業会計補正予算（第1号）

資本的収入支出それぞれ4億4900万円を追加し、総額22億7742万3千円とした。

●国民健康保険宇城市民病院事業会計補正予算（第1号）

325万5千円を追加し資本的支出の額を2085万9千円とした。

人 事

●固定資産評価員の選任について

河田 信之氏（新）

●監査委員の選任について

松下 榮明氏（新）

浦上 皓二氏（新）

●人権擁護委員候補者の推薦について

古田 弘子氏（再）

喜津木司朗氏（新）

坂崎 秀直氏（新）



平成21年度一般会計補正予算（第1号）に対する修正案が可決

今定例会、6月12日の総務常任委員会では、本案に対する修正案が提出され、18日本会議最終日の審議の結果、賛成多数で修正案が可決した。修正案の提出理由として、議会費の公用車購入関係の補正は、この経済状況の中、視察で来庁された議員送迎用のワゴン車を購入することは税金の無駄遣いであり、全庁的な使用を考慮すべき点が多い。企画費の道の駅公園関係の補正は、進出ホテルの撤退に伴う用地購入費及び公園設置は時期尚早であるとし、関連予算、6768万8千円を全額減額修正するとしたもの

○修正案に対する主な反対討論

●ホテル誘致は、道の駅建設事業の一環として推進されているし、市が用地斡旋も行っていることから、市は信義則上義務があり、市で用地購入すべき

●道の駅・物産館・ホテルの3点セットで市政を盛り上げようと前市長が種をまかれたが、金融危機や規模縮小でホテルは撤退し、実らなかった。しかし、市が一生懸命力を入れ、市民の土地を求めてきたことが原点であり、実らなかった実を、実るように市は進めるべき

●百年に一度の経済不況もいつかは回復すると考える。その際、当用地を確保しておくということに対応できると思う。

○修正案に対する主な賛成討論

●地権者とホテル側の撤退の合意が成立し、今日まで40日しか経っていない。いろんな業種の会社と交渉すべき

●この用地はルートインと地権者7人、民と民との契約であるならば、解約に伴う損害賠償等の予定額の定めもされているはず。解約したからといってすぐに買い上げるという問題ではない。2か月足らずのうちに買い上げるといのはあまりにも拙速であり無為無策である。イベント広場が必要なら、最初から計画すべき

●市長はホテルに代わる代替案を示すべきであったが、その代替案が、市で買収しイベント広場を整備するということは短絡的であり、市費を投入せず民間企業を誘致すべきである。執行部も再度必死になって民間企業の誘致に努力すべき